

所得区分概念図

- ① 対象年齢 従来の精神通院公費の対象者(対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり)
 ② 対象年齢 自己負担については1割負担(一部負担)ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。

	一定所得以下		中間所得層		一定所得以上
生活保護	低所得1	低所得2	中間層1	中間層2	一定以上
生活保護世帯	区市町村税非課税 本人収入≦80万	区市町村税非課税 本人収入>80万	区市町村税<2万 (所得割)	2万≦区市町村税<20万 (所得割)	(20万≦区市町村税(所得割))
所得区分1	所得区分②	所得区分③	所得区分④ 負担上限額 医療保険の自己負担限度額		所得区分⑤ 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
負担0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	重 度 かつ 継 続 所得区分④' 負担上限額 5,000円		所得区分⑤' 負担上限額 20,000円
			所得区分④'' 負担上限額 10,000円		

< 重度かつ継続の範囲 >

- ◆ 疾病、症状等から対象となる者
 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)、精神医療に一定以上の経緯を有す医師が判断した者
- ◆ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 医療保険の多数該当の者